

PATENT Attorney

パテント・アーノー

日本弁理士会広報誌

2011

冬

●「PATENT ATTORNEY」は
「弁理士のことです。」

VOL. 64



◎ プレット商品はいつ生まれた

ヒット商品を支えた知的財産権 歯の健康を保つ機能性ガム XYLITOL

- 特許調査よもやま話
- 知つておきたい! 「」の技術トレンド(リチウムイオン電池)
- シリーズ特産品(高岡銅器)
- 知的財産権なんでもQ&A
- 特許庁からのお知らせ
- 漫画「なすびくんのお仕事」
- JPA Information



このたびの東日本大震災により被災された地域の皆さんに心よりお見舞い申し上げます。

ヒット商品を支えた知的財産権 64

VOL.

歯の健康を保つ機能性ガム「XYLITOL」

特許 第3689803号 ほか
商標登録 第1692144の2号 ほか



1997年、株式会社ロッテは日本で初めて、キシリトールを配合したガムを発売した。キシリトールは白樺や櫻などの樹木や植物からつくられる甘味料だ。

「ガムはキャラメルやチョコレートと同様に、歯によくない」というイメージがあつたので、砂糖に代わる甘味料の研究はずつと続けていました」というのは、同社ブランド研究部部長の佐藤誠さんだ。キシリトールが歯によいとの研究論文が1975年にフィンランドで発表されて以来、この成分に注目してきたという。キシリトールは従来使われていた砂糖や水飴と物性が異なるため、ガムに使用する上での難しさもあつた。日本でキシリトールが食品添加物として認可された97年にいちはやく商品化できたのはその長い研究開発があつたからこそだった。

歯の健康のためにキシリトールの研究開発を行つてきたが、一方で、ガムの開発には、味、噛み心地の研究も重要だ。最初に発売したキシリトールガムはライムミント、クールハーブの2つ。ど

ちらもロングセラー商品となつていてが、特にライムミントが発売時にヒットし、現在に至るキシリトールガムの成功につながっているという。

「キシリトールは独特の冷涼感が特徴の物質です。これに合うフレーバーは何かを考えました」と佐藤さんは振り返る。当時、ガムでは清涼感を求めるミント系と、味を楽しむフルーツ系は別個の製品として開発されていた。これを合体するアイディアが生まれ、キシリトールの冷涼感と相性がいいフレーバーとしてライムミントが開発されたという。

さらにキシリトールガムに歯のエナメル質の再石灰化の機能を高める第2リン酸カルシウムなどを加える技術を開発し、特許権を得ている。新しい機能性物質が製品開発現場に上がつてから数年かけて、味と食感を試して新製品に結びつける。開発スタッフは日々、試作品を噛み続けるそうだ。キシリトールガムの機能アップは続いており、また同社の知的財産権の出願も増えているという。

「時間をかけて開発した技術が知的財産として守られることは、開発者としてもやりがいがありますし、類似品の抑制になります」という佐藤さん、アイディアの段階から法務担当部署と連携しているそうだ。

同社はキシリトールガムを発売にあたり「キシリトール」を商標登録している。現在では「キシリトール」の認知度は極めて高い。しかし、当時キシリトールは日本ではまったく認知されておらず、商標登録後の権利行使をどのようにするかで判断が分かれていた。「この判断は難しかった」というのは、同社総務部法務担当部長の秋本晴一郎さんだ。例えば、他社が「キシリトール配合」をうたつた場合にどうするのか。開発現場とも協議した上で「キシリトール」の認知度を高めるために、商品名等以外では争わない方針を決めたという。「XYLITOL」が歯の健康に貢献する機能性ガムのシリーズとして、同社のガム事業で1つの柱となつてることから、その判断は正しかつたといえよう。

特許調査 よもやま話



ヨーロッパ特許庁が提供するデータベースEspacenetは、インターネット経由で無料で全世界の特許を調べることができます。日本の特許文献も調べることができます。日本語が分かれば、日本特許文献を調べるには無料の特許電子図書館を使うのが便利だと思いますが、Espacenetの方が良い場合があります。例えば、国際特許分類(IPC)のB41J2/19は、インクジェットプリンタのノズルに関する「気泡を取除くもの」という分類です。特許電子図書館の特許・実用新案検索の「公報テキスト検索」で、公報種別を公開特許公報(初期状態)にして、検索項目選択で「IPC」を選択して、検索キーワードに「B41J2/19」を入力して検索すると、不

思議なことにゼロ件になります。「気泡を取り除く」発明の日本特許出願は1件も無いことになります。一方、Espacenetで「Advanced search」を選択して、「Publication number」の項目に「JP」と入力して(日本の特許文献を指定したことになります)、「International Patent Classification (IPC)」の項目に「B41J2/19」と入力して検索すると、421件がヒットします(2011年10月31日現在)。ヒットした日本の公開特許公報を調べてみると、気泡を取り除く発明です。このように、「公報テキスト検索」のIPC検索でうまくいかないときは、Espacenetを使う、という選択肢があります。日本の公開特許公報になぜ適切なB41J2/19が付かないのか、その理由はあるのですが、専門的になりますので説明は省略します。
(弁理士 鈴木利之)

シリーズ JAPAN 特産品「高岡銅器」

商標登録 第5103545号

「高岡銅器」は加賀藩第二代藩主・前田利長公が城下の興隆繁栄のため、河内国丹南郡の技術を継承する鑄物師(いもじ)七人衆を招聘し、金屋町に鑄物工場を開かせたことが始まりで今年が400年目にあたります。毎年6月19・20日に利長公への報恩の祭り「御印祭(ごいんさい)」が金屋町界隈で催されています。



高岡の開祖・利長公の菩提寺、瑞龍寺は国宝に指定され多くの見学者を集めていて、墓所には織田信長公のお墓もあることで有名です。

「高岡銅器」は古来の呼称で、今日では銅合金、鋳鉄、金、銀、錫、アルミなどの美術鑄物として国内外に喧伝されています。また、「高岡銅器」は、人間国宝を始め多くの伝統工芸士や工芸作家を輩出した伝統・伝承技法と最新技術とが融合した製品となっており、インテリア小物から梵鐘、大型ブロンズ像まで幅広く製造されています。このように歴史と技術とを備えた「高岡銅器」は、1975年に「国指定伝統的工芸品」の第一次指定、1979年に特定産業の産地指定を受け、さらに2008年には「地域団体商標」として登録されています。

高岡銅器の商品群は、これまで日本文化独特の約束事の世界で庇護された華道、茶道、香道、仏具等、個人の嗜好品が主力でしたが、2010年度からは国のJAPANブランド育成支援事業の認定を受けて、現代生活の“新必需品”的開発を推進しています。

●高岡銅器協同組合のHPは
<http://www.doukikumai.com>



このコーナーに掲載御希望の方は、“特產品”的プロフィール・連絡先をFAX:03-3519-2706までお送りください。

若くて優秀な研究者はどんどん生まれて来ているし、何より、時代が変わつても、彼らの研究・開発に対する信念は揺るぎないものだから。

(鈴木)

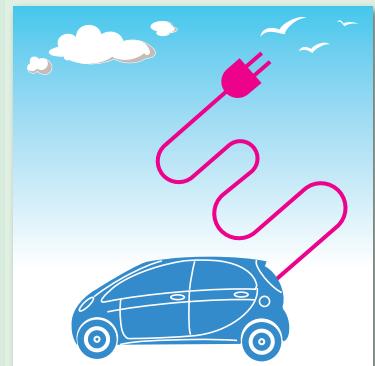
知っておきたい!この技術

トレンドマガジン

シリーズ
7

リチウムイオン電池

電気自動車(EV)の普及を可能にしたのが、蓄電池(二次電池)であるリチウムイオン電池の大容量化だった。東日本大震災の後、電気自動車の電池は家庭用の蓄電池、非常用電源としても注目されている。



リチウムイオン電池は1991年に商用化された、新しい技術だ。リチウムイオンが正極と負極の間を行き来するシンプルな構造で、小型電子機器向けに実用化されて以来、一挙に市場が広がった。特にEV用の蓄電池として世界各国のメーカーが開発にしのぎを削ってきた。従来の二次電池に比べて、エネルギー密度やサイクル寿命が高い、容量が減少するメモリー効果がないなどの優れた特性から、すでに二次電池市場のほぼ半分を占めるに至っている。この分野で、日本のメーカーは世界でトップクラスの技術を有している。

さらに太陽光あるいは風力発電など、発電量が変動する再生可能エネルギーの効率的な利用と導入、工場や商業施設における電力使用量の平準化に蓄電池の役割が高まるとみられている。大容量化あるいは長寿命化のポイントとして、新たな正・負極の材料、電解質の開発が進められている。

毎年12月10日にノーベル賞の授賞式は行われる。この日はアルフレッド・ノーベルの命日である。授賞式に先立ち、受賞者の発表は1月初旬に行われている。

マスコミ業界は、受賞者の発表前後、候補と囁かれる研究者に話を聞きに行ったり、場合によっては発表日に自宅前で待機したり、特に慌ただしい。今年、日本人受賞者はいなかつたが、例年のごとく関係者は落ち着き無く過ごしたことだろう。ノーベル財団による発表記者会見の様子は数年前から同財団ウェブサイトでリアルタイム配信されている。会見中、発表者は受賞者と電話連絡をとるのが慣例で、運良く電話が繋がれば受賞者の声を聞くこともできるが、たとえ受賞者と親しくても、発表直後に電話するのは避けるのがマナーであろう。

残念ながら、今年、日本人の受賞会見をするることはできなかつた。一部では、日本人の受賞は減っていくのではないかと危惧する声も聞こえる。しかし、研究者の話を身近で聞く立場としては、さほど心配はしていない。

ジャーナリスト
こぼれ話



阪間和之(作) 飯岡菜子(画)



Q 外国で特許権を取得しようと
考えて外国出願について調べた
所、特許協力条約(PCT)に基づく国際
出願というものがあることを知りました。
PCT国際出願について教えて下さい。

A 外国で特許権を取得するため
にはその国毎に特許出願を行う
必要があり、特許権を取得したい国が多
数ある場合には出願人に掛かる負担が
とても大きくなります。こうした出願人の
負担を軽減してくれるのが、PCT国際出
願制度です。同制度によれば、条約の
定めに従って国際出願を行うことでPCT
締約国である全ての国に特許出願をし
たのと同じ効果が与えられます。

但し、国際出願を行つただけでは、各

国で特許権を取得することは
できません。特許として認めるか
否かの判断は各国が行うので、特許を
取得したい国毎に翻訳文を提出する
などの手続(「国内移行手続」)を行う
必要があるのです。

なお、国際出願をすると、出願した発
明について国際調査報告と、新規性
や進歩性などの特許要件を備えている
か否かについての見解書が作成されま
す。出願人はこれらを踏まえて、補正を
行うか否か、各国への国内移行手続を
行うか否かなどを戦略的に判断するこ
とができます。

◎このコーナーでは知的財産権に関する皆さまの質問に
お答えします。質問事項を記載して、下記の住所にハガ
キ又はFAX.03-3519-2706で日本弁理士会 広報・支援・
評価室「Q&A係」までお送りください。

特許庁からのお知らせ

「地域団体商標2011」の発刊について

成功事例が満載!
先例に統いて地域ブランドの
潜在力を開花を目指せ!!



特許庁は、登録された地域団
体商標を広く紹介するため、活
用事例、権利者情報、写真等を
掲載したブックレット「地域団
体商標2011」を今年も発刊いたしました。

地域ブランドの保護・振興のため平成18年4
月に導入した「地域団体商標制度」は5年目を迎
え、昨年から本年6月までに登録件数が22件増
え過去最多の478件となりました。

本ブックレットでは、地域団体商標制度を戦略
的に活用し、特产品的付加価値向上や市場拡大
に成功した事例を多数紹介しております。全国に
埋もれている地域ブランドの潜在力を開花させ
るきっかけになることを期待しております。

●なお、この「地域団体商標2011」は特許庁の
「地域団体商標制度の部屋」から見ることが可能
となっております。

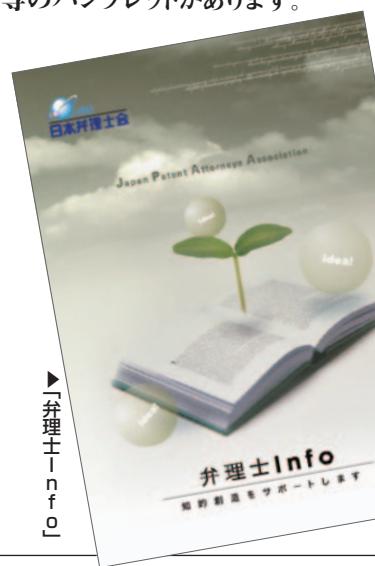
http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/t_dantai_syouhyou.htm

「弁理士Info」 「ヒット商品を支えた知的財産権」 のご案内

JPA
Information

知的財産権制度と弁理士の業務
について、イラストや図を使ってわかり
やすく解説したパンフレット

「弁理士Info」及び季刊誌パテント・
アトニーのヒット商品を支えた知的
財産権と題して連載してきた内容を1
冊にまとめた「ヒット商品はこうして
生まれた! (平成23年11月改訂版発行)」
等のパンフレットがあります。



一般の方には原則として無料で
差し上げております。(送料は当会で
負担します)

ご希望の方は、下記ご連絡先まで
お問い合わせください。

◆連絡先 広報・支援・評価室◆

ご希望のパンフレット名と部数、
ご送付先、お電話番号を明記の上、
下記までお申込みください。

FAX:03-3519-2706
mail:panf@jpaa.or.jp

平成23年
改訂版

